平成２２年（フ）第１９７号
愛媛県西条市丹原町高松甲1362番地
債務者　佐伯　和也
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２１３号
愛媛県四国中央市妻鳥町605番地７、前住所愛媛県四国中央市妻鳥町80番地１　ノヴェール新幸Ⅱ106
債務者　鈴木　千佳
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第７９６号
高知県香南市野市町西野2693番地２　ボヌール眞島202号
債務者　高橋　知恵
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８１２号
高知県吾川郡いの町1645番地６
債務者　土居　憲三
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８１４号
高知市瀬戸西町２丁目95番地
債務者　眞邊　栄次
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８２２号
高知県土佐市宇佐町宇佐432番地２
債務者　久保　昌子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８４２号
高知市和泉町７番４号
債務者　股川　南海
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８２号
福岡県八女市矢部村北矢部9030番地２
債務者　江田　寅雄
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第８６号
福岡県八女郡広川町大字久泉489番地１　ドリームハイツ広川201号
債務者　江口　康之
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第８９号
福岡県筑後市大字蔵数583番地　県営住宅赤坂団地１棟304号
債務者　中尾　幸夫
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第９０号
福岡県筑後市大字和泉153番地１
債務者　鶴　美奈子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第９２号
福岡県筑後市大字長浜2322番地　ヴェルヴェデーレハイツＢ―202号
債務者　大石真由美
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１２１号
福岡県田川市大字川宮1650番地１
債務者　白石　　治
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１６４号
福岡県田川郡福智町赤池389番地
債務者　小椋トシ子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第６４４号
大分市花江川１番34号　プラザ・ド・ヴェールＢ106
債務者　甲斐　誓子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４０４号
宮崎市大王町49番地　ハウスローザ205号
債務者　川越　愛子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５号
宮崎県都城市菖蒲原町３街区10の２号
債務者　梶原　茂樹
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２６８号
宮崎県延岡市稲葉崎町２丁目128番地１
債務者　深田ゆかり（旧姓佐伯）
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部